

## 国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針

令和2年12月25日 学長裁定

長崎大学は、その理念の実現と目標の達成のため、経営及び教学運営（以下「経営等」という。）に必要な能力を備える人材を長期的・多角的な視野に立って、計画的に確保・育成する。

### 【経営等を担う人材の確保について】

- (1) 学長の選任に当たっては、「長崎大学学長候補者の選考に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する適任者を学内外から広く求める。
- (2) 理事及び経営協議会学内委員の選任に当たっては、所掌する分野で求められる知識や能力はもとより、国内外の高等教育・学術研究の動向を十分に把握している適任者を登用する。また、多様な分野における豊富な知識や経験を経営等に活用するため、外部からの人材を理事として積極的に登用する。
- (3) 経営協議会学外委員の選任に当たっては、委員の多様性を高め従来の考え方に捉われない経営等の実現を図るため、「長崎大学経営協議会規則（平成16年規則第4号）第3条第1項第4号に規定する委員の選任に関する基本方針」に基づき、知見を持つと考えられる領域や出身業界等のバランスを考慮する。
- (4) 経営等を担う人材及び将来の当該人材の選任に当たっては、「国立大学法人長崎大学における人事の方針」に基づき、人材のダイバーシティの確保に努めるものとする。

### 【経営等を担う人材の育成について】

- (5) 理事、経営協議会学内委員及び将来の経営等を担う人材として期待される職員に、経営等に関する研修の受講機会を提供するなどにより、必要な知識の研鑽の機会を設け、育成する。
- (6) 将来の経営等を担う人材として期待される職員に、学域長、部局長、センター長等を経験させることにより、経営や教育・研究に関する政策判断に必要な能力を育成する。
- (7) 優秀な若手職員に、経営等に関わる職を経験させることにより、中長期的な視点に立って計画的に育成する。